

大阪市生野区とサイボウズ株式会社との事業連携に関する協定書

大阪市生野区（以下「甲」という。）とサイボウズ株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで生野区における児童虐待防止の取り組みを推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が対話を通じた密接な連携のもと、生野区での児童虐待の防止を推進するため構築する「生野区こども地域包括ケアシステム」における情報共有等に乙が提供するクラウドサービスを活用し、その有効性を検証するとともに、活用成果を発信することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、乙が児童虐待防止特別プランで提供するクラウドサービス「kintone」を活用して、次の事項について連携し、協力する。

- （1）生野区社会福祉協議会見守り相談室を中心とした子育て支援に関わる機関・団体の情報共有の推進に関すること
- （2）参加者がシステム内で相互に相談ができる仕組みづくりに関すること
- （3）効果的なQAの蓄積・効率的な検索ができる仕組みづくりに関すること
- （4）会議、打合せにWebを活用した仕組みづくりに関すること
- （5）その他本協定の目的に沿う事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より3年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定の解約の意思表示をしないときは、満了日の翌日から更に1年間継続するものとし、最長で締結日から5年間継続することができるものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（その他）

第5条 甲は、乙から提供されるクラウドサービスの利用について、cybozu.com サービスご利用規約 (<https://www.cybozu.com/jp/terms/>) の定めに従うものとする。

第6条 本協定に定める事項又は本協定に定めのない事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は、

誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月20日

甲：大阪市生野区勝山南三丁目1番19号

大阪市生野区長

山口 照美

乙：東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー27階

サイボウズ株式会社

代表取締役社長

青野 慶久